

身体拘束廃止に関する指針

社会福祉法人 南山会
理事長 西牟田 徳

1. 身体拘束廃止に関する考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員1人1人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に最大限努めるようにする。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

「サービス提供にあたっては、当該利用者（入居者）等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行ってはならない」としている。

(2) 「緊急・やむを得ない場合」の例外三原則

例外的に以下の3要素全てを満たす場合は、やむを得ず必要最低限の身体拘束を行うことがある。

- ① 切迫性：利用者本人又は他利用者等の生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2. 身体拘束廃止に向けての基本指針

(1) 身体拘束の原則禁止

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

施設長をはじめとする身体拘束廃止委員会を中心に十分な検討を行い、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、十分な観察とその処遇の質の評価および経過記録の整備、そして出来る限り早期の拘束解除を条件として、本人・家族への説明、同意を得て行う。

(3) 日常ケアにおける留意事項

日常的に身体的拘束を行う必要性を生じさせないようにするためのサービス提供に取り組む。

3. 身体拘束廃止に向けた体制

事業所内に設置した多職種協働による「身体拘束廃止委員会」を定期的を開催し（3か月に1回、必要時には随時）、身体拘束廃止に関する職員全体への指導および施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討等を行う。

4. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

- ① カンファレンスの実施
- ② 利用者本人や家族に対しての説明
- ③ 記録と再検討
- ④ 拘束の解除

5. 身体拘束廃止、改善のための職員教育・研修

- ① 定期的な教育・研修の実施
- ② 新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

附則 この指針は、2018 年 4 月 1 日より施行する